

災害時における物資の供給に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と山形県給食事業協会連合会会長寒河江隆吉（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）県外において災害が発生し、関係都道府県知事から物資の供給を要請されたとき。
- （3）その他災害発生に伴い甲が必要と認めるとき。

（物資の種類）

第2条 乙が供給する物資の種類は、甲、乙協議のうえ別途定めることとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、原則として文書をもって要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に担当職員等を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき供給された物資の対価については甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(会員事業所等の報告)

第8条 乙は、甲に対して定期的に会員事業所の概要及び調達・製造可能数量を報告するものとする。

(緊急時連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は相互に協力し、緊急時の連絡体制を整備するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月16日

甲 山形市松波二丁目8-1
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市北町三丁目2-1
山形県給食事業協会連合会
会 長 寒河江 隆吉